

○環境省告示第二十四号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分ごとの範囲(平成十八年十月環境省告示第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号一〇二の項中「一五〇」を「一一〇」に、「一一〇」、「一二〇」、「一〇〇」、「一一〇」を「七〇〇」、「八〇〇」、「七〇〇」、「八〇〇」に改め、同表整理番号一〇八の項備考欄(一)中「六〇〇」を「五三〇」に改め、同項備考欄(三)中「六〇〇〇」を「五〇〇〇」に改め、同項備考欄(四)中「九一五〇」を「一一〇」に改め、同項備考欄(七)中「一六〇」を「一一〇」に改め、同表整理番号一〇九〇の項中「六〇〇」を「五〇〇」に、「一二〇」を「一一〇」に改め、同表整理番号一一〇の項中「六〇〇」を「四五〇」に改め、同表整理番号一二二の項中「一四五〇」を「一三〇」に改め、同表整理番号一五一〇の項中「二七五〇」を「一八〇〇」に改め、同表整理番号一七〇の項中「五五〇」を「四〇〇」に改め、

2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量

1

この告示は、公布の日から適用する。

附 則

。、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。
・デバイス製造業を含む。」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業」(前項に掲げるものを除く
二〇五の項中「電気機械器具製造業」(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品
め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号
別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改
器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改める。
業を含む。」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業」(前項に掲げるものを除く。、電気機械
電気機械器具製造業」(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造
号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「
中「一二〇」を「九〇」に改め、同表整理番号二〇三の項中「四五」を「四〇」に改め、同表整理番
量(単位一リットルにつきミリグラム)欄中「四〇」を「二五」に改め、同表整理番号二〇二の項
「に改め、同表整理番号第一四六の項中「五五」を「五〇」に改め、同表整理番号一八六の項空欄
同表整理番号一二〇の項中「七〇」を「六五」に改め、同表整理番号一三六の項中「六五」を「三五

を除く特定排出水の量に係る C_i 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分ごとの範囲について、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

